

(法第 28 条第 1 項関係様式例)

2020年度事業計画書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人 こどもソーシャルワークセンター

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・助成金を受けて行うモデル事業の成果を社会に発信する。
- ・事業内で職員やボランティアのスーパーヴィジョンや研修の場をつくる。
- ・社会啓発事業などオンラインを活用した新たな事業展開を模索する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「トワイライトステイ事業」 夕方から夜の時間を地域住民が家庭的環境の中で支える。生活に関わる学習機会を提供。 ※大津市生活困窮者自立支援法子どもの学習支援事業	(A) 120回 (B) 当法人事務所 (C) 4名	(D) 生活困窮状態で夜間の養育が厳しい家庭の子ども (E) 登録9人 (のべ360人)	1400 (1200)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「日中居場所事業 (「ほっ」とルーム)」 不登校や集団が苦手な子ども、休校中の日中や休日の居場所活動 ※大津市子どもへの直接支援を促進する子どもの居場所事業	(A) 180回 (B) 当法人事務所 (C) 4名	(D) 不登校や集団が苦手な子どもや休校などで居場所が必要な子ども (E) 登録20人 (のべ540人)	1800 (1400)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「中間就労事業 (ジョブキャッチ)」 社会体験の少なさや病気障害などで就労が困難な若者への居場所の提供と就労のための訓練機会の提供	(A) 100回 (B) 当法人事務所 (C) 4名	(D) 就労への不安などで一歩を踏み出せない子ども・若者 (E) 登録4人 (のべ200人)	200
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「子ども食堂事業 (eatalk)」 生活困窮や不登校、障害などの課題のある子ども若者を中心とした食を通じた居場所活動	(A) 40回 (B) 当法人事務所 (C) 3名	(D) 地域のつながりを必要とする子ども若者 (E) のべ600人	400
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「夜の子どもたちを支えるアウトリーチ事業」 ①夜間子育て支援事業 ②まちの子どもシェルター事業 ③アウトリーチボランティア育成事業と居場所指標づくり	(A) ①②50回/③15 (B) 当法人事務所 (C) 6名	(D) ①夜間に不安を抱える乳幼児期とその保護者②宿泊支援が必要な子ども③事業に関わるボランティア (E) のべ250人	4500 (3000)
家庭に福祉課題を抱えて地域で生活する子ども若者へのソーシャルワーク事業	「生きづらさを抱える若者たちによるアウトリーチ事業」 虐待や貧困などの体験を持つ若者たちをピア相談員として雇用し、深夜のネット内や高校内居場所ですんどさを抱える子どもを発見する活動	(A) 70回 (B) 当法人事務所/連携先高校 (C) 6名	(D) 正規雇用でない生きづらさを抱える若者・ネットや高校で生きづらさを抱えた子ども若者 (E) 登録4人 (のべ200人)	4000 (3000)
家庭や地域、学校など子ども若者を取り巻く地域へのソーシャルワーク事業	「社会啓発事業」 講演や実践報告。視察や取材受け入れを通して社会啓発活動。	(A) 60回 (B) 当法人事務所 他 (C) 3名	(D) 市民 (E) 多数	1000
家庭や地域、学校など子ども若者を取り巻く地域へのソーシャルワーク事業	「子どもネットワークづくり事業」 子どもソーシャルワークに関わるネットワーク構築のための活動	(A) 通年 (B) 地域 (C) 2名	(D) 市民・関係機関 (E) 多数	50

子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「高校内居場所事業」 昼休みや放課後の高校内に地域住民による居場所を提供	(A) 24回 (B) 大津清陵高校 (C) 8名 (他団体 5名)	(D) 高校生 (E) のべ500人	200
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「ハビハビカット」 ネグレクト、生活困窮、ひきこもりなど理美容につながりにくい子ども若者を理美容とつなげる活動	(A) 5回 (B) 地域 (C) 3名	(D) ネグレクト、生活困窮、ひきこもり状態の子ども・若者 (E) 9人	100
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「まちなかほっとる一む・合宿」 子どもの貧困当事者、支援活動に関わる若者による居場所と宿泊合宿活動	(A) 20回 (B) 当法人事務所 他 (C) 4名	(D) 子どもの貧困課題に関わる若者 (E) のべ200人	500
子ども若者支援に関わる団体とのネットワーク事業	「スーパーヴィジョン・コンサル事業」 子ども若者支援の団体が行う研修・イベントでの本法人役職員による研修事業	(A) 10回 (B) 各種団体 (C) 3名	(D) 関係機関 (E) 多数	100

・児童福祉施設等で生活、退所後に支援を必要とする社会的養護へのソーシャルワーク事業

・その他 目的達成のための活動

→ 実施せず

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
ソーシャルワーカー養成研修事業	「子どもソーシャルワーカー養成事業」 実習を通して子どもソーシャルワークを実践的に学ぶ	(A) 3回 (B) 当法人事務所 他 (C) 2名	(D) 社会福祉士養成校の学生等 (E) 6人	300
ソーシャルワーカー養成研修事業	「子どもソーシャルワーク実践講座」 子どもソーシャルワークを意識したソーシャルワーク実践を学ぶ講座	(A) 8回 (B) 当法人事務所 (C) 2名	(D) 市民専門職 (E) 100人	200